

フィジー共和国 (Republic of Fiji)

通信

I 監督機関等

1 電気通信庁 (Telecommunication Authority of Fiji : TAF)

Tel. : +679 331 0105

URL : <http://www.taf.org.fj/>

所在地 : 76 Gordon Street, Suva, FIJI

幹部 : Shivnesh Prasad (会長代理 / Acting Chairman)

所掌事務

2011年に設立。電気通信や無線通信の規制、無線周波数の計画や管理、通信市場の振興政策等を所掌とする。「2007年電気通信法」の施行によって、情報通信・メディア関係省の通信局から、上記の所掌が移管された。

2 商務委員会 (Commerce Commission)

Tel. : +679 337 2178

URL : <http://www.commcomm.gov.fj/>

所在地 : Level 1 Garden City Complex, Raiwaqa, Suva, FIJI

幹部 : Firoz Ahmad Ghazali (会長 / Chairman)

所掌事務

1998年に設立。接続料金等の通信料金の規制、設備事業者による反競争行為の抑止等を所掌する。また、2009年以降、「顕著な市場支配力 (Significant Market Power : SMP)」を有する事業者 (SMP 事業者) を指定するための市場調査を実施している。

II 法令

1 2007年電気通信法 (Telecommunications Act 2007)

2007年11月に成立し、固定通信市場においてテレコム・フィジー (Telecom Fiji) 及び FINTEL、移動体通信市場においてボーダフォン・フィジー (Vodafone Fiji) に対して付与されていた独占的権限を廃止し、通信市場の完全自由化を実現した。

2 2008年電気通信交付令 (Telecommunications Promulgation 2008)

TAF 及び電気通信控訴裁判所の設立、その機能と権限について規定している。加えて、電気通信事業者免許の発行、無線周波数の管理及び免許付与について規

定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

「2012年電気通信免許規則」(Telecommunications Licensing Regulation 2012)第2部の規定に基づき、必要な設備基盤を有することを条件に、1種類の免許が、すべて、あるいは任意の電気通信サービスを提供する事業者に付与される。

2 競争促進政策

市場自由化

「2007年電気通信法」により、固定及び移動体通信市場は、制度的には完全に自由化された。また、「2008年電気通信交付令」等の関連法令には外資参入に関する規定も存在しないため、海外事業者にも市場は完全に開放されている。

しかし、新規設備事業者は、移動体通信のディジセル・フィジー(Digicel Fiji)、固定無線ISP事業者のアンワイアド・フィジー(Unwired Fiji)の2社に過ぎず、商務委員会は移動体部門でボータフォン・フィジーを、固定通信部門でテレコム・フィジーをSMP事業者として指定し、その料金設定を監視下においている。

3 情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス制度

ユニバーサル・サービス制度の運用は開始されていないが、その制度内容は「ユニバーサル・アクセス・プログラム」として公表済である。賦課金は年度収入の0.5%。提供事業者はSMP事業者であり、対象サービスは、「固定及び移動体双方の電話」と「公衆電話(共有電話含む)」、「インターネット」である。

4 ICT政策

サイバーセキュリティ

政府は2015年10月に、英連邦加盟国の通信業界団体である英連邦通信機構(Commonwealth Telecommunications Organisation: CTO)と協力し、国家サイバーセキュリティ戦略を策定する計画を発表した。同戦略は他の大洋州諸国に対するモデル枠組となることを目指している。

Ⅳ 関連技術の動向

基準認証制度

TAFが通信機器の基準認証業務を所管する。「2008年電気通信公布令」第55条では、TAFが、通信機器・装置の技術規則と標準を作成し、これを順守しない機器・設備は、輸入、利用、供給、設置、保守できないとされている。

認証、型式認証の対象となる機器は以下のとおりである。

- ・ 国内で製造され、国内で利用される設備
- ・ 海外で製造・輸入され、国内のデモンストレーションに利用される設備
- ・ 海外で製造・輸入され、国内の認定機関により試験される設備
- ・ 技術規格に準じていないとみなされる設備

また、TAF の技術規準を順守している通信機器について、製造業者は、技術規準適合を自己宣言により証明することができる。国外の技術規準との相互認証も進めており、型式認証のための国内外のテスト試験場のネットワーク構築を図っている。

V 事業の現状

1 固定電話

「2007年電気通信法」の施行以降、制度的には市場は開放されているが、固定電話市場は、国内通信をテレコム・フィジー、国際通信を FINTEL と、政府系事業者 2 社が独占している。移動体通信の普及を反映して、固定電話普及率は低下を続けており、2013 年以降は 10% を下回る水準である。

2 移動体通信

移動体通信市場では、政府とボーダフォンの合弁企業として設立されたボーダフォン・フィジー、新規参入者であるディジセル・フィジーの 2 社が設備を有して事業を行っている。なお、ボーダフォン・フィジーの設備を利用する MVNO として Inkk Mobile が存在している。2015 年現在での市場シェアは、概して、ボーダフォンが 70% 強、ディジセルが 30% 弱という状況にある。

なお、ボーダフォンが 2013 年 12 月に、ディジセル及び Inkk Mobile が 2014 年 8 月に LTE サービスを開始している。

3 インターネット

固定インターネット市場はブロードバンドも含めて非常に小さい。同市場では、テレコム・フィジーが DSL、WiMAX を含む固定無線アクセス、衛星と複数の接続方式によりサービスを提供しており、市場シェアも 2015 年現在で約 80% に及んでいる。一方、固定 WiMAX 専業の新規 ISP であるアンワイアド・フィジーの市場シェアは約 15% である。なお、2015 年 7 月より、ボーダフォン・フィジーが DSL サービスの提供を開始し、市場に参入している。

VI 運営体

1 テレコム・フィジー (Telecom Fiji)

Tel. : +679 330 4019

URL : <http://www.tfl.com.fj/>

所在地 : Ganilau House, Edward Street, PMB, Suva, FIJI

幹部：Mothilal De Silva（最高経営責任者／CEO）

概要

1996年7月に郵便事業部門と分離・設立された国内通信の旧国有事業者である。市場は2008年に自由化されたものの、現行でも国内有線通信の独占事業者である。ISP事業のブランド名は「コネクト（Connect）」である。

株式は、フィジー政府と国民年金基金が共同で出資する通信分野専門の投資持株会社 Amalgamated Telecom Holdings（ATH）が100%所有している。

2 ボーダフォン・フィジー（Vodafone Fiji Limited）

Tel.：+679 331 2000

URL：<http://www.vodafone.com.fj/>

所在地：168 Princess Road Tamavua, Suva, FIJI

幹部：Pradeep Lal（最高経営責任者／CEO）

概要

1994年7月にGSMサービスの提供を開始。ATH（51%）とボーダフォン・インターナショナル（49%）が共同出資し、設立した国内初の移動体通信事業者である。2008年までは同市場の独占事業者であった。また、2015年7月よりDSLサービスにより固定ブロードバンド市場に参入している。

なお、2014年7月にボーダフォン・インターナショナルはボーダフォン・フィジーの所有株式49%をすべてフィジー国民年金基金に売却し、ATHが直接及び間接的に100%の株式を所有することになった。

3 デイジセル・フィジー（Digicel Fiji）

Tel.：+679 331 0200

URL：<http://www.digicelfiji.com/>

所在地：Ground Floor, Kadavu House, Victoria Parade, Suva, FIJI

幹部：Darren McLean（CEO／最高経営責任者）

概要

ジャマイカを本拠地とし、中南米及び大洋州地域で事業を展開するデイジセル・グループのフィジー法人である。市場自由化に呼応し、2008年10月に新規参入した。参入時に2GのGSMと3GのW-CDMAの提供を同時に開始している。

放送

I 監督機関等

メディア産業開発庁 (Media Industry Development Authority of Fiji : MIDA)

URL : <http://www.mida.org.fj/>

幹部 : Ashwin Raj (議長 / Chairman)

所掌事務

「2010年メディア産業開発令 (Media Industry Development Decree 2010)」を根拠に設立された、新聞、出版及び放送を含むメディア企業一般を規制する独立規制機関である。

II 法令

2010年メディア産業開発令 (Media Industry Development Decree 2010)

2010年6月に発効。メディアコードの策定、メディア企業の登録管理、コンテンツ規制等を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

放送事業者は「2010年メディア産業開発令」第33条に基づき、MIDAへの登録を義務付けられる。なお、同登録には以下の内容が含まれる必要がある。

- ・ 事業主の本人確認、所在情報
- ・ 送信局、及びスタジオ等の放送番組制作にかかわる建造物の所在地
- ・ 割り当てられている周波数帯
- ・ 使用している、又は使用が提案されている周波数帯
- ・ 放送波のカバレッジ
- ・ 保有する他のメディア企業の株式

2 総選挙におけるメディア規制

2006年12月より軍事政権が続いていたが、2013年9月の新憲法公布により、民主政権への移行を目的とした総選挙が2014年9月に実施された。

MIDAは同選挙に先駆け、「2014年選挙令 (Electoral Decree 2014)」を発令し、選挙委員会の設立、投票法等を規定するとともに、メディア企業に対して、「投票日の48時間前から当日の投票所閉鎖の期間に、選挙に関する意見、議論、インタビュー等を報道することを禁ずる」と命令した。なお、この命令に違反した場合には5年以下の懲役刑と規定された。

IV 事業の現状

1 ラジオ

国有企業の Fiji Broadcasting Corporation (FBC) が英語、フィジー語、ヒンドゥー語の放送を公共放送 2 系統、商業放送 4 系統の計 6 系統で実施している。

また、民間資本の Communications Fiji が商業 FM 放送を 5 系統実施している。

2 テレビ

国有企業のフィジー・テレビジョン (Fiji Television) が運営する商業地上放送フィジー・ワン (Fiji One) が 1 系統で放送している。また、情報省傘下のフィルム及びテレビ部 (Film and Television Unit) が週単位でのニュース、地域ドキュメンタリーを放送している。

3 衛星放送

国有企業のフィジー・テレビジョンが運営する商業衛星放送スカイ・パシフィック (Sky Pacific) が 25 系統の放送を実施している。周辺の大洋州島嶼国 13 か国に放送が提供されている。

V 運営体

フィジー・テレビジョン (Fiji Television)

Tel. : +679 330 5100

URL : <http://fijione.tv/>

所在地 : 20 Gorrie Street, Suva, FIJI

幹部 : Geoffrey Smith (CEO / 最高経営責任者)

概要

1994 年 6 月に設立されたフィジー初の商業放送事業者である。地上放送のフィジー・ワン、衛星放送のスカイ・パシフィックの 2 業種を展開している。パプアニューギニアにおける唯一の商業放送事業者 EM TV を所有していたが、2015 年 2 月に現地の支配的通信事業者である Telikom PNG に売却した。なお、フィジー政府が経営権を有しているものの、公共放送は実施していない。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

電気通信庁 (TAF)

(通信 / I - 1 の項参照)

2 標準化機関

産業貿易省・標準品質管理室 (Fiji Trade Standards and Quality Control Office : FTSQCO)

Tel. : +679 330 5411

URL : <http://www.pasc.standards.org.au/Home.aspx>

所在地 : P.O. Box 2118, Govt Bldgs, Suva, FIJI

所掌事務

フィジーにおける標準化活動は、フィジー貿易標準・品質管理室 (FTSQCO) が行う。1992年の貿易標準・品質管理令 (TSQCD) に基づき設立された。同令では、組織運営は、商業ビジネス開発・投資担当大臣に任命された貿易標準諮問評議会が行うこととされており、現行では、産業貿易省・国家貿易計量標準局 (Department of National Trade Measurement and Standards) の傘下に置かれ、同省大臣が評議会議員を任命している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

TAF が、無線周波数の分配、割当て、電波監視等の電波監理業務を所管する。

「2008年電気通信交付令」の第39条では、TAF が次の電波監理業務を実施することを規定している。

- ・ 透明、公平、非差別、かつ経済効率の良い国内の周波数管理制度を設け、これを維持する。
- ・ 国家周波数分配計画をウェブサイト上に公開する。
- ・ 周波数に関連するすべての計画、制度、免許、決定が、ITU 及び他の国際的・地域的条約、公約、規約、標準と調和していることを確保する。
- ・ 周波数免許条件の順守を監視、施行する。
- ・ 免許対象となる無線周波数の干渉保護を効果的に遂行するために法的手段を迅速に執行する。
- ・ 技術中立的で、新技術やサービスへの進展を促す決定を採択する。
- ・ 民間の通信業界が設ける自主標準が、行政の規制に代わって、エンドユーザの利益や通信産業の競争力を増大させる目的を達成し、非差別的に運用される場合、これを尊重する。

また、周波数の分配や割当ては、軍、警察、保安サービス、沿岸警備、救急・消防サービス、放送免許にかかわる他の公的機関と調整し実施することとされている。

2 免許制度

「2008年電気通信交付令」の第40条では、次の者以外は、いかなる者も無線

周波数を利用してはならないとされている。周波数免許保有者であること。そして、要件を満たした国際無線周波数免許を自国で取得して、フィジーの海域、空域、領土を通過する又は、港湾や空港に寄港、着陸する国外の外国船、航空機、運輸サービス従事者であること。

周波数免許は TAF が付与する。割当てを受けた事業者は周波数免許とともにサービス免許を付与される。

なお、免許期間は 15 年以内である。以下の場合、免許を取り消すことができる。免許人が、ある一定期間、割当周波数を利用せず、他の通信キャリアが当該周波数の効率的利用の意向を主張している場合。また、新電気通信サービスの提供を目的にして、免許人の無線周波数の割当てを取り消すことができる。この場合、公平な補償を伴うこととする。

放送用周波数は、TAF が周波数を放送規制機関に分配し、放送規制機関が割当てを行う。

3 周波数割当制度

周波数割当手続では、割当対象の周波数が、希少性を有する場合、入札形式を採用することとされている。最低入札価格の設定に関する勘案事項は以下のとおりである。

- ・ 技術の変化と周波数の稠密度に従って改良された周波数価格の設定方法を用いる。
- ・ 利用者、地域、システム、周波数帯域の特性を勘案した価格を設定する。
- ・ 真の周波数ニーズに従ってより効率的な周波数利用を促進する。
- ・ 輻輳が少ない周波数帯域への需要を誘導する。
- ・ 周波数利用申請者と既存の周波数ユーザによる効率的技術の採用を促進する。
- ・ 既存の割当周波数のうち、利用の必要がない周波数の返還・譲渡を促す。
- ・ 国家予算の必要を満たす。
- ・ 周波数規制機関の行政費用、技術費用、周波数監視費用、技術開発費用を賄う。

2013 年 7 月に LTE オークションを実施し、既存の移動体通信事業者であるボーダフォン・フィジーとディジセル・フィジー及び固定通信事業者テレコム・フィジーの計 3 事業者に 800MHz 帯 (APT700 帯) と 1.8GHz 帯が割り当てられた。

- ・ ボーダフォン・フィジー：1.8GHz 帯を 30MHz 幅 (ペア)
- ・ ディジセル・フィジー (Digicel)：800MHz 帯 15MHz 幅 (ペア)、1.8GHz 帯で 15MHz 幅 (ペア)
- ・ テレコム・フィジー：800MHz 帯 15MHz 幅 (ペア)、1.8GHz 帯で 15MHz 幅 (ペア)

4 免許不要制度

次の場合、周波数免許が不要とされる。特定の設備の出力レベルが小さく大きな干渉を引き起こさない場合や、国際的勧告や技術規準により免許が不要とされる場合。また、免許不要ベースでの利用が許可されることで、他のユーザへ害を与えるリスクよりも、人々に与える利益が優る場合。

5 電波利用料制度

周波数の利用者は、周波数帯域幅、サービスタイプ、利用周波数帯、カバレッジ、サービス地域、サービス期間等を勘案した周波数料金（Frequency Fee）を徴収される。周波数利用料は、免許人の収益の3～5%以内に設定する。